

特定化学物質使用装備品等の管理について（通達）

平成 12 年 12 月 26 日
陸幕装計第 263 号

改正 平成 19 年 1 月 9 日陸幕法第 1 号 平成 19 年 3 月 28 日陸幕法第 61 号
平成 21 年 2 月 3 日陸幕法第 10 号 平成 30 年 3 月 27 日陸幕装計第 111 号
令和元年 6 月 27 日陸幕法第 68 号 令和 4 年 3 月 29 日陸幕装計第 171 号

陸上総隊司令官
各方面総監 殿
各部隊長
各機関の長

陸上幕僚長

（例規 71）

特定化学物質使用装備品等の管理について（通達）

標記について、別紙のとおり実施されたい。

なお、陸幕装計第 102 号（61.7.25）「特定化学物質使用装備品等の取扱い
について（通達）」は、廃止する。

添付書類：別紙「特定化学物質使用装備品等の管理要領」

特定化学物質使用装備品等の管理要領

1 目的

特定化学物質使用装備品等の管理について定め、環境汚染の防止に努めるとともに環境の保全を図ることを目的とする。

2 用語の定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定化学物質 ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）、ポリ塩化ナフタレン（以下「PCN」という。）及びヘキサクロロベンゼン（以下「HCB」という。）をいう。
- (2) 特定化学物質使用装備品等 特定化学物質を全部又は一部に使用している国有財産及び装備品等並びに使用しているおそれがある国有財産及び装備品等をいう。
- (3) PCB等廃棄物 特定化学物質使用装備品等の不用決定（用途廃止を含む。）により発生した廃棄物をいう。
- (4) 陸上総隊司令官等 陸上総隊司令官、方面総監及び防衛大臣直轄部隊等の長をいう。
- (5) 分任物品管理官 防衛省所管物品管理取扱規則（平成18年防衛庁訓令第115号）第7条第1項に指定する者をいう。
- (6) 契約担当官等 会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3に規定する契約担当官及び支出負担行為担当官をいう。
- (7) 供用事務担当官 防衛省所管国有財産（施設）の取扱いに関する訓令（昭和38年防衛庁訓令第30号）第2条第5項に規定する職員をいう。

3 陸上総隊司令官等の業務

陸上総隊司令官等、分任物品管理官及び供用事務担当官は、次に定める業務を行うものとする。

- (1) 陸上総隊司令官等
隷下部隊が保有する特定化学物質使用装備品等及びPCB等廃棄物の使用・保管及び処分に関する指導・監督並びに報告
- (2) 分任物品管理官
 - ア 特定化学物質使用装備品等の適切な使用・保管
 - イ 陸上自衛隊補給管理規則（陸上自衛隊達71-5号（19.1.9））第66条、第81条及び82条に基づくPCB等廃棄物の回収及び物品への編入
 - ウ 調達及び管理状況の報告
- (3) 供用事務担当官
 - ア 国有財産として管理している特定化学物質使用装備品等の適切な使用
 - イ 陸上自衛隊における施設の取扱いに関する達（陸上自衛隊達第81-1号（53.4.27））第21条に基づくPCB等廃棄物の分任物品管理官への移管

4 特定化学物質含有の有無を判別する方法

(1) 銘板で製造者名・表示記号等を確認する方法

設置現場において変圧器（トランス）、コンデンサー及び安定器等（以下「PCB含有のおそれがある機器」という。）本体の銘板の記載内容を目視し、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施規定（内規）」（20161005 商局第1号）の別表（以下「PCB内規の別表」という。）の「電気工作物の種類」「製造者名」「表示記号等」を照らして一致していれば、高濃度PCB含有と判断する。

(2) 絶縁油を採取し分析を行う方法

銘板に「製造者名」「表示記号等」の記載がない（銘板がない若しくは銘板の記載内容が読み取れない場合を含む。）場合又はPCB内規の別表と一致しないPCB含有のおそれがある機器は、採取した絶縁油を分析機関へ分析依頼し、次表により判別するものとする。

種類	PCB濃度
高濃度PCB	5,000mg/kg 超～
低濃度PCB	0.5 超～5,000mg/kg 以下
PCB非含有	0.5mg/kg 以下または不検出

5 調達

(1) 分任物品管理官は、やむを得ない場合を除き、特定化学物質使用装備品等の調達を行わないものとする。

(2) 分任物品管理官は、やむを得ず特定化学物質使用装備品等を調達要求する場合は、次の処置を行うものとする。

ア 調達要求する以前に特定化学物質使用装備品等であることが判明している場合

(7) 仕様書を作成する際、納入業者に対して次に示す表示を要求する。

a 構成品及び装置等の表示

本製品には次の部分に高濃度PCB又は低濃度PCBが含まれている。

部品名	
物品番号	
部品番号	

b 単一部品の表示例

高濃度PCB使用品又は低濃度PCB使用品

c 特定化学物質使用装備品等の状態（液状、極小等）により表示が困難なものについては、容器又は外装に表示する。

(4) 調達要求書の備考欄に特定化学物質使用装備品等である旨を記入する。

- (ウ) 取扱書等の第1ページ上部、右端に「PCB使用」、「PCN使用」「HCB使用」と朱記する。
- イ 調達要求を行った後に特定化学物質使用装備品等であることが判明した場合、契約担当官等を通じて、その旨を契約相手方に通知するとともに、前ア(ア)に規定する表示を要求する。
- (3) 契約担当官等は、輸入に係わる装備品等の契約に当たっては、相手方が当該装備品等に特定化学物質を使用していることを知った場合には契約担当官等に通知させるとともに、前号ア(ア)に規定する表示を行う旨契約条件に付記するものとする。

6 保 管

- (1) 分任物品管理官は、PCB等廃棄物の保管に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の2第8項の規定により、特別管理産業廃棄物管理責任者（以下「管理者」という。）を設置するとともに、駐屯地等が所在する都道府県等の条例を確認し、管理者の設置報告を実施する。
- (2) PCB等廃棄物の保管基準は、次のとおりとする。
 - ア 周囲に囲いを設ける。
 - イ 見やすい箇所に縦及び横それぞれ60cm以上の掲示板を設け、次の事項を表示する。
 - (ア) 特別管理産業廃棄物の保管場所である旨
 - (イ) 保管する特別管理産業廃棄物の種類
 - (ウ) 保管場所の管理者氏名及び連絡先
 - ウ 保管場所からPCB等廃棄物が飛散、流出、地下浸透及び悪臭が発散しないように措置を講ずる。
 - エ PCB等廃棄物ごとに高濃度PCB又は低濃度PCB含有を示すステッカー等を貼り付け、他の物が混入するおそれがないように仕切りを設ける等必要な措置を講ずる。
 - オ 高圧トランス・コンデンサ及びPCB等廃液を入れたドラム缶等容器については、万一の漏出事故時の汚染を最小限にするために、十分な容量の受け皿又はビニール袋に入れ、必ず転倒防止の処置を講ずる。
 - カ 小型トランス・コンデンサ及び蛍光灯安定器については、揮発による汚染を防止するため、蓋付きポリ容器又はビニール袋密封型等により保管する。
 - キ PCB等廃棄物の保管倉庫及びケース等は施錠する。
- (3) 方面総監は、警備区域内で発生したPCB等廃棄物の保管について、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成13年環境省令第23号）第10条の規定が適用できる場合は、保管場所を指定し、一括集中保管させるものとする。
- (4) 陸上総隊司令官及び防衛大臣直轄部隊等の長は、PCB等廃棄物が発生した場合は、所在地を警備区域とする方面隊の方面総監と調整し、前号の例により、処置するものとする。

7 処 分

- (1) 分任物品管理官は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令（平成13年政令第215号）第6条及び第7条に定められた期間内にPCB等廃棄物を適正に処分しなければならない。
- (2) 分任物品管理官は、PCB等廃棄物の処理を委託する場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第8条の4の2第6号に定める事項を書面により受託者へ情報提供するものとする。この際、情報提供の要領は、仕様書に当該事項を記載する要領又は「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）に示す「廃棄物データシート（WDS）」を仕様書に添付する要領によるものとする。

8 報 告

- (1) 方面総監は、次により陸上幕僚長に報告するとともに、補給統制本部長に通知するものとする。

報告項目	報告様式	報告期限等
特定化学物質使用装備品等 調達状況報告 (装計定第208号)	付紙第1	調達した場合について、当該四半期終了後15日以内
特定化学物質使用装備品等 管理状況報告 (装計定第209号)	付紙第2	年度終了後15日以内
絶縁油の分析結果 (装計定第210号)	別示	その都度

- (2) 陸上総隊司令官及び防衛大臣直轄部隊等の長は、前号の例により所在地を警備区域とする方面隊の方面総監に通知するものとする。

特定化学物質使用装備品等調達状況報告
(装計定第 208 号)

(PCB (例))

部隊等名：

分類	区分	調達した特定化学物質使用装備品等					適用装備品	
		品名	製造会社名	数(重)量	確認状況	保管部隊	品名	製造又は納入会社名

寸法：日本産業規格 A 4

- 記入要領： 1 () 中は PCB、PCN、HCB と記入し、各々別葉とする。
2 分類及び区分は、次表のとおりとする。

分類	区 分
通信器材	有線器材、無線器材、電波器材、音響器材、情報処理器材、航法器材、コンデンサ、トランス、その他
誘導武器	本体、発射装置、電子機器、その他
一般装備品	火器、車両、施設器材、光学器材、弾薬、化学器材、繊維、需品、潤滑油、ノーカーボン紙、その他
航空機	機体、エンジン、搭載電子機器、武器、その他

- 3 数量又は重量は、単位を付記する。
4 確認状況は、製造業者等から文書により確認されているものについては「済」と記入し、特定化学物質の使用のおそれがあるもので確認が取れていないものは「未確認」と記入する。

特定化学物質使用装備品等管理状況報告
(装計定第209号)

(保有区分：)

分類	区分	品名	物品番号	数量(単位)		総重量(kg)	保管部隊(駐屯地)	備考
				前年度	当年度			

寸法：日本産業規格A4

- 記入要領：1 保有区分は、「使用中」「使用するため保管中」「処分のため保管中」「処分したもの」の区分を記入し、区分ごと別様とする。
- 2 分類及び区分は、次表のとおりとする。

分類	区分
通信器材	有線器材、無線器材、電波器材、音響器材、情報処理器材、航法器材、コンデンサ、トランス、その他
誘導武器	本体、発射装置、電子機器、その他
一般装備品	火器、車両、施設器材、光学器材、弾薬、化学器材、繊維、需品、潤滑油、ノーカーボン紙、その他
航空機	機体、エンジン、搭載電子機器、武器、その他
国有財産(施設)	変圧器、コンデンサ、蛍光灯安定器、その他

- 3 物品番号のない物品は、会社規格等を記入する。
- 4 備考には、次の事項を記入する。
- (1) 数量が前年度と変化した場合の理由及び変化した年月日
 - (2) 廃棄物処理業者へ処分を委託した場合は業者名及び処分年月日
 - (3) 製造又は納入業者が引取った場合はメーカー名及び引渡し年月日